

**（指定数量未満の危険物等の貯蔵及び取扱いの届出等）**

**第 5 9 条** 指定数量の 5 分の 1 以上（個人の住居で貯蔵し、又は取り扱う場合にあっては、指定数量の 2 分の 1 以上）指定数量未満の危険物及び別表第 8 で定める数量の 5 倍以上（再生資源燃料、可燃性固体類等及び合成樹脂類にあっては、同表で定める数量以上）の指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱おうとする者（内容を変更しようとする者を含む。）は、あらかじめ、その旨を消防長又は消防署長に届け出なければならない。

2 前項の規定は、同項の貯蔵及び取扱いを廃止する場合について準用する。

**○火災予防規則**

**（指定数量未満の危険物等の貯蔵及び取扱いの届出）**

**第 3 5 条** 条例第 59 条の規定による届出は、当該行為を行う日の 7 日前までに、所定の届出書により行わなければならない。

2 条例第 59 条第 1 項の規定による届出については、前項の届出書に次に掲げる図書を添えて行わなければならない。

- (1) 配置図
- (2) 構造図
- (3) 仕様書
- (4) 付近見取図
- (5) 平面図
- (6) 矩計図

3 消防長又は消防署長は、条例第 59 条第 1 項の規定による届出があった場合は、検査を行うものとする。

**【解釈及び運用】**

本条は、少量危険物及び条例別表第 8 に掲げる数量の 5 倍以上（再生資源燃料、可燃性固体類等及び合成樹脂類は、同表に掲げる数量以上）の指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱おうとする者の届出並びに当該物品の貯蔵及び取扱いを変更し、又は廃止しようとする者の届出について規定したものであり、少量危険物等を貯蔵し、又は取り扱う前に検査することにより、少量危険物等を貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造、管理等の適正化を図るための制度を規定したものである。